

家畜衛生だより

平成29年4月第5号(牛)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

ゴールデンウィークに備え 更なる防疫対策の徹底を!

今月末からゴールデンウィークを迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることから、我が国への家畜伝染病の病原体が侵入・まん延するリスクが高くなると考えられます。

また、訪日外国人旅行者数が年々増加していますが、中国や韓国、モンゴルなどの東アジア地域においては、口蹄疫の発生が継続しています。以下のとおり、対策を徹底しましょう!

★農場の従業員も含めた畜産関係者は、口蹄疫の発生国への渡航を可能な限り自粛しましょう!

※万が一発生国へ渡航する際、以下の点に注意願います。

(1) 渡航に当たっての注意

- ① 農場やと畜場などの畜産施設に立ち入らないこと。
- ② 海外で動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本へ持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した最寄りの動物検疫所カウンターへ立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



(2) 帰国後の注意

- ① 帰国後1週間、必要がある場合を除き農場に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込まないこと。

(3) 農場への病原体の侵入防止について

- ① 農場に持ち込む物品や出入りする車両を消毒すること。
- ② 農場には必要のない人は立ち入らせない、不要な物を持ち込まないこと。

【口蹄疫特有の疑わしい症状は直ちに通報を!】

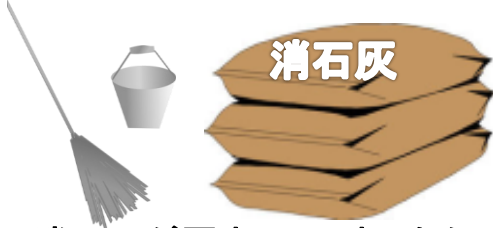
口蹄疫の症状は発熱や食欲不振に始まり、後によだれを流したり、口、蹄、乳房に水ぶくれができるのが主な特徴です。

毎日必ず健康観察し、上記の症状を発見次第、すぐに家畜保健衛生所に連絡しましょう。

5月1日は『一斉消毒の日』です!

千葉県では、月1回「一斉消毒の日」を設定し、口蹄疫・HPAIの侵入リスク低減と地域全体の防疫意識向上を目指しています。5月1日には次の項目を実践して☑チェックを付けてみて下さい!!

農場入口に消石灰を散布



- ・消石灰が固まってしまったら、新しいものを散布しましょう。
- ・雨が降った次の日にはこまめにまきましよう!

農場内立入者は衣服交換を実施!



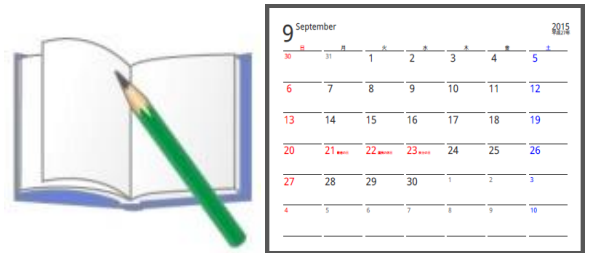
衛生管理区域へ立入る人は、専用の衣服を着用しましょう。

踏込み消毒槽の薬液を交換!



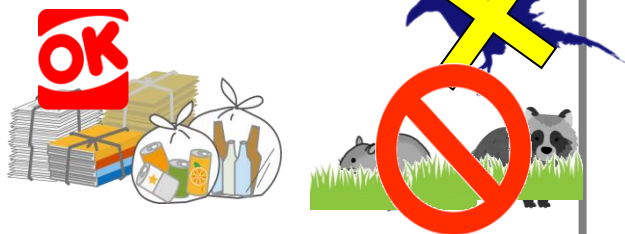
汚れたり、時間がたったら薬液を交換して、消毒効果のある状態を保ちましよう!

来場者の記帳を確認!



台帳やカレンダーを用意して、農場に立ち入りした人の記録を残しましよう。

畜舎周囲の整理・清掃をしましよう



畜舎まわりの雑草を刈り、不要品を片付けて、野生動物の侵入を防ぎましよう。

毎月1日は一斉消毒の日
このイラストを使って、
確認してみましよう。



東部家畜保健衛生所
TEL:0475-52-4101
FAX:0475-52-3335

48ヶ月齢以上の死亡牛は、家畜改良センターへ死亡の届出の他に、 **別紙による報告** 及び **BSE検査** が必要です！

平成13年のBSE発生以降、と畜牛のみではなく一定月齢以上の死亡牛も全てBSE検査を行ってきましたが、平成29年4月1日よりと場での健康牛に係るBSE検査が廃止されます。

(厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特区别措置法施行規則の改正)

一方、48か月齢以上の死亡牛については、BSE検査を引き続き実施していきます。今後も、以下の内容に注意して処理をお願いします。

★家畜保健衛生所への届出★

48ヶ月齢以上の死亡牛を検案した獣医師または死亡牛の所有者は、速やかに家畜保健衛生所に届出をして下さい。

獣医師の検案を受けずに死亡牛を搬出する際は、**別紙の様式**で家保に報告！

★死亡牛搬出時の月齢確認★

死亡牛搬出時に農家、輸送業者とが、顔を合わせ必ず死亡牛の耳標番号と生年月日を確認して、BSE検査が必要かを確認して下さい。

また、整理票には死亡牛の「月齢」を記載して下さい。

※48ヶ月齢未満の牛についても、**化製場で適切に処理**してはいけません！

※ 死亡家畜(畜産農業に関わる動物の死体)は、**産業廃棄物に該当**します。

※ 死亡家畜をみだりに捨てる事は**禁止**されています。

(自己敷地内などに埋めたり、投棄することは禁止されています。)

→ 死亡家畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で行うことは禁止されています。(化製場法第2条で規定)

※ **不法投棄した場合は厳しい罰則**が科せられます。

※廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で規定。

今後とも正確・迅速な届出に御協力お願いいたします！

東部家畜保健衛生所 TEL.0475-52-4101

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。

ゴールデンウィークも電話は繋がります。

定期報告書を提出されてない方は早急に送付願います！

死亡牛届出書

平成 年 月 日

東部家畜保健衛生所長 様

届出者

住所（所属）

氏名

私は、牛の死体を検案したので、下記のとおり届出します。

記

死亡牛所有者	
住所	
氏名	

死亡牛所在場所	
---------	--

死亡牛			
品 種	ホル・F1・和牛・その他	用途	乳用・肉用・繁殖用
生年月日		性別	雌・去勢・雄
名号・特徴		毛色	黒白・白黒・黒
個体識別番号		月 齢	

死亡・死亡発見（いずれかに○）

年月日		時間	:
-----	--	----	---

死亡時の状態

この家畜は生前に

特定臨床症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であった

（ヒストフィルス・ソムニ感染症、リステリア症、大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎又は神経症であると疑われた又は確定診断された牛であって、治療に反応せず進行性の中樞神経症状を呈していた又はその可能性が高い牛であった）

歩行困難、起立不能等であった

（低カルシウム血症、マグネシウム欠乏症、乳熱、ダウンナー症候群等、起立不能又は神経症状を主徴とする疾病であると診断し、死亡し又はとう汰された牛であった）

（上記症状があった場合は□にレ点をつけること）

死亡した原因は（病名） _____ である。

死亡牛運搬業者	獣畜化製処理センター・粕谷畜産・渡辺産業・その他（ _____ ）
---------	-----------------------------------